

2021. 2. 9 第44回口頭弁論期日後の記者会見要旨

第44回口頭弁論期日が終わりました。

前回の期日は昨年12月3日でした。その翌日の12月4日、大阪地裁は、関西電力大飯3, 4号機について、原子力規制委員会の判断に不合理な点があり、その判断過程に看過しがたい過誤、欠落があるとして、設置許可を取り消すという画期的な判決を言い渡しました。基準地震動の策定にあたり、入倉・三宅式に基づき計算された地震モーメントをそのまま震源モデルにおける地震モーメントの値としているにもかかわらず、経験式である入倉・三宅式が有するばらつきを考慮した場合、算出された値に何らかの上乗せをする必要があるかどうか検討しなければならないのに、何らの検討をしていないことがまちがいであるということです。入倉・三宅式は、過去の地震の観測により得られたデータを基に推測される経験的關係を示すものです。経験式によって算出される地震規模は平均値です。ばらつきを考慮しなければならないということは、平均値を上回る地震動をも考慮しなければならないということです。そして、このばらつきを考慮しなければならないということと、基準地震動の策定にあたり不確かさを考慮しなければならないということは、同じことではなく、重ねて考慮しなければならないということです。

私たちも、平均値ではなく上限で算出すべきだと主張してきました。また、ばらつきと不確かさの考慮は別の概念であるとして、不確かさをも考慮すべきだと主張してきました。例えば、基準地震動の策定に当たり、2001年の中央防災会議が想定した、興津川上流域にアスペリティを設定した場合、その直上で応答加速度が3000～3500ガルになるということから、想定の不確かさを考慮すれば、3500ガルを想定すべきだという主張です。これに対し、中部電力は、自分たちは不確かさを考慮している、強震動生成域を敷地直下において計算しているが、3500ガルを想定しなくていいと言っています。主張がかみ合っていません。不確かさについて、できる限り安全側に考えるということであれば、3500ガルを想定しなければならないはずです。

そして、昨年12月23日、私たち弁護団は、原子力規制委員会に対し、中部電力が敷地内にある断層に関し、重力すべりによって形成されたH断層系が代表される断層であるという説明をしていることに関し、プレート運動によって起きた地震により形成された逆断層が敷地内にあるから、それを考慮すべきだ、中部電力に対し、建設時の建屋の地盤底面の写真等の提出を求めるべきだと申し入れをしてきました。この申し入れに関しての報道は、当日、袴田事件の最高裁決定がでたことで、ニュースバリュー的に、大きくは報道されませんでした。原子力規制委員会が真

剣に聞いてくれたということ、改めて、お伝えします。

福島第1原発の事故からもうすぐ10年になります。まだまだ多くの方が避難を余儀なくされています。それにもかかわらず、福島原発事故が遠い昔の出来事だったというような意識になってきているように思います。風化されつつあるように思います。まだまだ何も解決していない、日々、被害が拡大しているのだということ、私たちは、更に、深く考えなければなりません。

この福島第1原発の廃炉作業に関し、2、3号機の原子炉格納容器の真上の蓋のような部分が極めて高濃度に汚染されていることが判明したと昨年末の報道で知りました。容易に近づけないくらいの濃度だということです。そうすると、廃炉のやり方として、「解体」は到底無理ではないかと考えます。私たちは、本件訴訟において、「解体」ではなく、「石棺化」のようなやり方をすべきだと訴えています。被告からは、「解体」が法定の廃炉方法であると主張され、裁判所からも、請求の趣旨を再検討すべきだと言われています。確かに、現時点では、廃炉の方法としては、「解体」しかないようですが、本当に、それでいいのでしょうか。「解体」以外の方法がとれるように基準を変えることは考えられないのでしょうか。もう少し、検討してみたいと考えます。

静岡県知事が言うように、使用済み燃料の処分ができないままですから、浜岡原発を動かせるような状況にないということは、間違いありません。それとは別の側面ですが、中部電力は、再生可能エネルギーでの発電にも力を入れています。中部電力は、維持するために莫大な費用が掛かる原発をやめ、原発にかかる費用を再エネの研究、活用のために使うべきです。そういう方向に日本の電力業界を引っ張っていくようにすべきではないでしょうか。

私たちは、福島原発事故の被害者が一日も早く完全に補償されるようになることを期待しています。私たちが浜岡原発事故の被害者にならないよう、私たちの訴えを裁判所が認めるように、訴訟を一步一步進めていきます。今後とも、皆様のご協力とご援助をお願いいたします。

弁護士 鈴木 敏 弘